

運 航 基 準

旅 客 船

小豆島フェリー株式会社

運 航 基 準

目 次

第 1 章 目 的
第 1 条 目 的
第 2 章 運航の可否
第 2 条 発航の可否
第 3 条 基準航行の可否
第 4 条 入港の可否
第 5 条 機器点検
第 3 章 船舶の航行
第 6 条 航海当直配置等
第 7 条 運航基準図等
第 8 条 基準経路
第 9 条 速力基準等
第 10 条 船長が甲板上の指揮をとるべき海域等
第 11 条 特定航法
第 12 条 通常連絡等
第 13 条 連絡方法
第 14 条 避泊地の選定等
第 15 条 入海連絡等
第 16 条 記録

第 1 章 目 的

(目的)
第 1 条 この基準は、安全管理規程に基づき、高松・土庄航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第 2 章 運航の可否判断

(発航の可否判断)
第 2 条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

発航港名	風 速	波 高	視 程
高 松 港	10m/s 以上	1.0m 以上	800m 以下
土 庄 港	10m/s 以上	1.0m 以上	800m 以下

2. 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達するおそれがあるときは、発航を中止しなければならない。

風 速	12m/s 以上	波 高	1.5m 以上
-----	----------	-----	---------

3. 船長は、発航前において、当該発航港に近接した海域における視程に関する情報を確認し、それぞれ次に掲げる条件に達していることが観測され、又は達するおそれがあるとき、基準航行を中止しなければならない。

港 名	発航港に近接した海域	視程
高 松 港	高松港・土庄港相互間海域	800m 以下
土 庄 港		

4. 船長は、前 3 項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第 3 条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあり、転倒等の事故が発生するおそれがあるとき、基準航行を中止し、減速、適宜の返針、基準経路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

2. 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様及び船体の動揺は、次に掲げるとおりである。

風 速	波 浪	動 揺
12m/s 以上 (船首尾方向の風を除く)	波高 1.5m 以上	横揺れ 10 度以上

3. 船長は、航行中、周囲の気象（視程を除く）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあるとき、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。ただし、基準経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

風 速	12m/s 以上	波 高	1.5m 以上
-----	----------	-----	---------

4. 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダーの有効利用を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外避泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視 程	800m 以下
-----	---------

5. 船長は、次に掲げる海域を航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、停止又は航路外避泊の措置をとらなければならない。ただし、圧流による座礁、他船との接近、衝突等の危険を避けるためやむを得ない場合は、この限りでない。

海 域	視 程
全航路海域	800m 以下

(入港の可否判断)

第 4 条 船長は、入港予定地港内の気象・海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での避泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

発航港名	風 速	波 高	視 程
高 松 港	10m/s 以上	1.0m 以上	800m 以下
土 庄 港	10m/s 以上	1.0m 以上	800m 以下

(運航の可否判断等の記録)

第 4 条の 2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を〇〇〇及び△△△(検査簿、点検簿、航海日誌等)に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。短い航路における運航の可否判断については適時まとめて記載してもよい。

(機器点検)

第5条 船長は、入港岸(桟)前、入港地の状況に応じ安全な海域において機関の後進、舵等の点検を実施する。これは、短い航路において、一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

第6条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様である。

- (1) 出入港配置
- (2) 狭視界出入港配置
- (3) 通常航海当直配置
- (4) 狭視界航海当直配置
- (5) 荒天航海当直配置
- (6) 狭水道航行配置

(運航基準図)

第7条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。
運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表などを作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点及び寄港地の位置並びにこれら相互間の距離
 - (2) 航行路(針路要針点、基準航路の名称等)
 - (3) 標準運航時刻(起点、終点及び寄港地の発着時刻並びに主要地点通過時刻)
 - (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
 - (5) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
 - (6) 船長が副運航管理者と連絡をとるべき地点
 - (7) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
 - (8) その他航行の安全を確保するために必要な事項
- 船長は、基準航路、第2条第3項の近接海域、第3条第5項の海域、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

(通常連絡等)

第12条 船長は、基準航路上の地点を通過したときは、当該地点を管理する本社又は営業所の副運航管理者あて次の(2)の事項を連絡しなければならない。
ただし、異常のない場合は通常連絡を省略することができる。

- (1) 各航路の中間地点
- (2) 連絡事項
 1. 通過地点名
 2. 通過時刻
 3. 天候、風向、風速、波浪、視程の状況
 4. その他入港地予定時刻等運航管理上必要と認める事項
2. 副運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項を生じたときは、その都度すみやかに連絡するものとする。

(連絡方法)

第13条 船長と運航管理者又は副運航管理者の連絡は、次の方法による。

	区 分	連 絡 先	連絡方法
(1)	通常の場合	当該船舶が航行又は停泊している地点を管理する営業所	国際 VHF 又は 携帯電話
(2)	緊急の場合	本社又は最寄りの営業所	国際 VHF 又は 携帯電話

(避泊地の選定等)

第14条 運航管理者は、船長と協力して選定した次の避泊地について海図をはじめ、係留施設、港務工事の状況、漁具の設置状況、気象・海象のデータ等の資料を収集し、船舶その他必要な箇所に備え付けておくものとする。

- (1) 高松港内
- (2) 土庄港内
2. 船長は気象・海象の悪化により避泊する必要があると認める場合は、風向、波浪の方向を考慮して前項の避泊地のいずれかを選定するものとする。ただし船長の判断により当時の気象・海象、他船の停泊状況等を考慮のうえ、さらに適当と判断される場所を選定することは差し支えない。
3. 運航管理者は、船長から避泊地の選定に関し避泊地の気象・海象、他船の停泊状況等の情報をもたられた場合は、すみやかに適切な情報の提供を行うものとする。
4. 船長は、避泊後直ちに停泊位置、停泊方法、付近の気象・海象、他船の停泊状況等を運航管理者に連絡しなければならない。
5. 前項の連絡が副運航管理者になされた場合は、当該副運航管理者は、直ちに当該船舶の船長からの連絡事項を運航管理者に連絡しなければならない。

(基準経路)

第8条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり常用基準経路とする。

2. 基準経路の使用基準は次のとおりとする。

名 称	使 用 基 準
常用基準経路	周 年

3. 船長は、気象・海象等の状況により、基準航路以外の経路を航行しようとするときは、事前に運航管理者又は副運航管理者と協議しなければならない。
ただし、緊急の場合等であって事前に協議が出来ないときは、速やかに変更後の経路を運航管理者又は副運航管理者に連絡するものとする。
4. 運航管理者は、事前の協議又は連絡を受けたときは、当該経路の安全性について十分検討し、必要な助言又は援助を与えるものとする。

(速力基準等)

第9条 速力基準は、別表のとおりとする

2. 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。

3. 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備付けておかななければならない。

(船長が甲板上の指揮をとるべき海域等)

第10条 船長は、法令に定めるときは、甲板にあつて自ら船舶を指揮しなければならない。

(特定航法)

第11条 船長は、海上衝突予防法・港則法・海上交通安全法等の法則を遵守することは当然であるが、各港における特定航法・港長公示事項・業者間の協定を守らなければならない。

- (1) 高松港に出入港する船舶
三九会高松港濃霧対策委員会の申合せ事項を遵守しなければならない。
- (2) 土庄港に出入港する船舶は、土庄漁業組合との申合せによる、港内徐行を履行しなければならない。

(入港連絡等)

第15条 船長は、各港入港10分前に副運航管理者に次の事項を連絡するものとする。

ただし、異常のない場合は、入港連絡を省略することができる。

- (1) 入港予定時刻
- (2) 副運航管理者の援助を必要とする事項
2. 前項の連絡を受けた(副)運航管理者は、船長に次の事項を連絡するものとし、必要と認める事項については引き続き連絡するものとする。
 - (1) 着桟機種の指定
 - (2) 着桟機種の使用船舶の有無
 - (3) 着桟機種付近の停泊船舶及び航行船舶の状況
 - (4) 着桟機種付近の風向、風速、視程、波浪(風浪、うねりの方向、波高)及び潮流(流向、流速)
 - (5) その他操船上の参考となる事項

(記録)

第16条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を〇〇〇及び△△△(運航管理日誌、航海日誌等)に記録するものとする。

第6条（航海当直配置等）に基づく各乗組員配置

使用船舶 「オリブマリン」「スーパーマリン」

(1) 出入港配置

高松港出入港配置

- 船 橋 船 長
- 船首甲板 機関長
- 船尾甲板 (陸上作業員)

土庄港出入港配置

- 船 橋 船 長
- 船首甲板 機関長
- 船尾甲板 (陸上作業員)

(2) 狭視界出入港配置

高松・土庄港共に(1)と同じ

(3) 通常航海当直配置（全航海乗組員2人が船橋に位置する）

- 船 橋 船 長、機関長

(4) 狭視界航海当直配置

- 操船及び機関操作 船 長
- レーダー監視 船 長及び機関長
- 見張り 機関長

(5) 荒天航海当直配置

(4)と同じ

(6) 狭水道航行配置

(4)と同じ

(注) 当航路には狭水道はないが、季節により漁業の密集作業時に本項を適用する。

作 業 基 準

旅 客 船

小豆島フェリー株式会社

作 業 基 準

目 次

第1章 目的

第1条 目的

第2章 作業体制

第2条 作業体制

第3条 陸上作業指揮者の所掌

第4条 船内作業員の所掌

第3章 危険物等の取扱い

第5条 危険物等の取扱い

第4章 乗下船作業

第6条 乗船待ちの旅客の整理

第7条 乗船準備作業

第8条 旅客の乗船

第9条 離機準備作業

第10条 離機作業

第11条 船内巡視

第12条 着機準備作業

第13条 着機作業

第14条 係留中の保安

第15条 下船準備作業

第16条 旅客の下船

第17条 下船の終了

第5章 旅客の遵守事項等の周知

第18条 乗船待ちの旅客に対する遵守事項等の周知

第19条 乗船旅客に対する遵守事項等の周知

第 1 章 目 的

(目 的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、高松⇄土庄航路及び不定期航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第 2 章 作 業 の 体 制

(作 業 体 制)

第2条 陸上作業員及び船内乗組員の配置は次の区分による。なお、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、作業遂行上必要と認める場合は、各係の長を指名し、その係の作業を指揮させることができる。

(1) 陸上作業

① 乗下船する旅客の誘導（不定期対応）

旅客係	高松港 1名
	土庄港 1名

② タラップ等の操作（不定期対応）

操作係	高松港 2名（船内乗組員）（陸上作業員）
	土庄港 2名（船内乗組員）（陸上作業員）

③ 船舶の離着機時の網取り、網放し（不定期対応）

	高松港 2名（船内乗組員）（陸上作業員）
	土庄港 2名（船内乗組員）（陸上作業員）

④ 乗船待機中の旅客の誘導（不定期対応）

誘導係	高松港 1名
	土庄港 1名

但し、陸上作業員は二つ以上の作業区分を兼務する場合がある。

(2) 船内作業

① 乗下船する旅客の誘導

旅客係	高松港 1名
	土庄港 1名

② タラップ等の操作

操作係	高松港 2名（船内乗組員）（陸上作業員）
	土庄港 2名（船内乗組員）（陸上作業員）

(陸上作業員の所掌)

第3条 陸上作業員は、副運航管理者の命を受け、陸上における次の作業を行う。

- (1) 乗船待機中の旅客の整理
- (2) 乗下船する旅客の誘導
- (3) 船舶の離着枝時の網取り、網放し並びに旅客乗降用タラップ等の操作
- (4) その他旅客の乗下船に関する作業

(船内乗組員の所掌)

第4条 船内乗組員は、船長の命を受け船舶上における次の作業を行う。

- (1) 旅客の乗下船時の誘導
- (2) 船舶の離着枝時における旅客乗降用タラップ等の操作
- (3) その他旅客の乗下船に関する作業

第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第5条 危険物運送並びに刀剣等の手小荷物類は引き受けない。

第4章 乗下船作業

(乗船待ちの旅客の整理)

第6条 陸上作業員は、乗船待ちの旅客等が船舶の離着枝作業により危害を受けないよう、待合所等所定の場所に整理し待機させる等安全確保に努める。

(乗船準備作業)

第7条 陸上作業員及び船内乗組員は、旅客の乗船作業に関し十分な打ち合せを行い、乗船作業開始時刻を通知する。

2. 乗船開始5分前になったとき、陸上作業員及び船内乗組員は、それぞれ作業員を配置してタラップを架設する。
3. 船内乗組員はタラップ等が確実に架設されていることを確認した後、陸上作業員に乗船開始の合図をする。

(旅客の乗船)

第8条 陸上作業員は、船内乗組員の乗船開始の合図を受けた後、旅客の乗船を開始する。

2. 陸上作業員は、旅客を乗降口に誘導する。
3. 船内乗組員は、旅客を乗降口から船内へ誘導する。
4. 陸上作業員及び船内乗組員は、乗船旅客数(無料幼児を含む。)を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して、副運航管理者又は運航管理補助者並びに船長に報告する。

告する。

(離着枝準備作業)

第9条 陸上作業員は、原則として離着枝時刻の1分前となったときは、旅客の乗船完了を確認した後、船内乗組員と連絡をとりタラップ等を収納する。

2. 船内乗組員は、タラップ等が収納された後、直ちに舷門扉を閉鎖する。
3. 船内乗組員は、前各項の作業が終了したときは、乗船旅客数をすみやかに船長に報告する。

(離着枝作業)

第10条 陸上作業員は、離着枝準備作業完了後、適切な時期に出港を放送させるとともに、見送り人等が離着枝作業により危害を受けないよう退避させ、舷橋上の状況が離着枝に支障ないことを確認して、その旨を船内乗組員に連絡し、所定の位置に配置する。

2. 船長は、すべての出港準備作業が完了したことを確認したならば、他の船舶の動静その他周囲の状況が出港に支障のないことを確認のうえ迅速、確実に係留索を放させ慎重に離着枝、出港する。

(船内巡視)

第11条 船内巡視は、船内巡視経路図に基づき実施する。

2. 船長は、荒天等のため臨時の巡視を必要と認めるときは、臨時船内巡視を実施させる。
3. 巡視員は、異常の有無(安全確保上改善を必要とする事項がある場合は当該事項を含む。)を船長に報告し、巡視結果を巡視記録簿に記載する。

(着枝準備作業)

第12条 副運航管理者又は運航管理補助者は、入港時刻が近づいたならば陸上作業員に対し着枝準備作業の開始を指示する。

2. 陸上作業員は、船舶の着枝時刻5分前までに網取り作業、タラップの架設等に必要となる作業をして着枝準備を行う。

(着枝作業)

第13条 陸上作業員は、迅速、確実に網取作業を実施する。この場合、係留索の投網又は係留索の急激な張力により危害を受けることのないよう十分注意する。

2. 船内乗組員は、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。
3. 船内乗組員は、船内放送等により着岸時の衝撃による旅客の転倒事故を防止するため、旅客へ着席や手すりへの掴まりを指示する。

(係留中の保安)

第14条 船長及び副運航管理者は、係留中、旅客の安全に支障のないようタラップ等の保安及び係留方法に十分留意する。

(下船準備作業)

第15条 船長は船体が完全に着枝したことを確認した後、船内乗組員に下船のための必要な作業の開始を指示する。

(旅客の下船)

第16条 船内乗組員は、陸上作業員と協力してタラップを架設し、架設完了を確認した後、旅客を誘導して下船させる。

(下船の終了)

第17条 陸上作業員は、船内乗組員から旅客の下船が完了した旨の連絡を受けた後、タラップの通行を遮断する。

2. 陸上作業員及び船内乗組員は、旅客の下船が完了したときは、その旨及び異常の有無をそれぞれ副運航管理者又は運航管理補助者及び船長に報告する。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第18条 副運航管理者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。

- (1) 旅客は、乗下船時、係員の指示に従うこと。
- (2) 船内においては、船長その他の乗組員の指示に従うこと。
- (3) 船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
- (4) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項。(臨時に周知事項が生じた場合の当該事項を含む)

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第19条 船長は、出港後適宜の時間に次の事項を放送等により周知しなければならない。

- (1) 旅客の禁止行為が掲示されている場所及びその主要事項。
 - (2) 救命胴衣の格納場所・着用法。
 - (3) 非常の際の避難要領(非常信号・避難経路等)
 - (4) 病氣・窃盗等が発生した場合の乗組員への通報。
 - (5) 下船及び非常の際には、係員の指示に従うこと。
2. 船長は、船内の見やすい場所に前項各号の事項を掲示しておかなければならない。

附 則

この規程は、2021年10月1日より実施する。